

広島県特別支援教育基本構想策定委員会  
答申(案)

平成19年12月21日

広島県特別支援教育基本構想策定委員会

## 目 次

はじめに .....	1
I 広島県の特別支援教育の現状と課題 .....	1
II 基本構想策定の視点 .....	4
1 特別支援教育の理念 .....	4
2 基本構想策定の視点 .....	5
(1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における 特別支援教育の推進 .....	5
(2) 特別支援学校の再編整備 .....	6
III 広島県の特別支援教育の今後の在り方 .....	7
1 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における 特別支援教育の推進 .....	7
(1) 現状と課題 .....	7
ア 幼稚園、小学校、中学校、高等学校における支援体制の整備 .....	7
イ 特別支援学校における教育の充実 .....	7
ウ 教員の専門性の向上 .....	8
エ 特別支援教育に関する普及啓発 .....	8
(2) 特別支援教育の推進の内容 .....	8
ア 校内支援体制の整備 .....	8
イ 一貫した支援体制の整備 .....	11
ウ 特別支援学校における教育の充実 .....	13
エ 教員の専門性の向上 .....	14
オ 特別支援教育に関する普及啓発 .....	16
2 特別支援学校の再編整備 .....	18
(1) 現状と課題 .....	18
ア 在籍者数の増加又は減少 .....	18
イ 重複障害のある幼児児童生徒の在籍状況 .....	18
ウ 高等部卒業者の就職状況 .....	18

(2) 再編整備の内容	1 8
ア 複数の障害種別に対応した特別支援学校への再編	1 8
イ 高等特別支援学校の設置	1 9
ウ 学校の統合等	2 0
エ その他再編整備に関すること	2 1
 おわりに	2 2

【参考資料】

○ 広島県特別支援教育基本構想策定委員会への諮問事項	2 3
○ 広島県特別支援教育基本構想策定委員会設置要綱	2 5
○ 広島県特別支援教育基本構想策定委員会委員名簿	2 8
○ 広島県特別支援教育基本構想策定委員会における検討・協議の経過	2 9
○ 特別支援学校配置図	3 0
○ 特別支援学校等の状況	3 1
○ 特別支援学校の在籍者数等の状況	3 2
○ 特別支援学校の在籍者数の推移	3 3
○ 特別支援学校障害種別・学部別在籍者数の推移	3 3
○ 特別支援学校重複障害学級在籍状況	3 4
○ 特別支援学校高等部卒業者就職率の状況	3 4
○ 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況	3 4
○ 公立小・中学校特別支援学級担任及び通級による指導担当教員の 特別支援学校教諭免許状保有状況	3 4
○ 公立小・中学校特別支援学級担任の特別支援教育経験年数	3 5
○ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校における支援体制の整備状況	3 5
○ 中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方に ついて（答申）」平成17年12月8日（抜粋）	3 6
○ 用語解説（本文中に*を付けた用語について解説）	3 8
○ 広島県特別支援教育基本構想策定委員会 答申の概要	4 1

## はじめに

本委員会は、平成19年6月13日、広島県教育委員会教育長から諮問を受け、4回の諮問会議及び2回の特別支援教育推進専門部会、3回の再編整備専門部会において、

- ① 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における特別支援教育の推進に関すること
- ② 特別支援学校の再編整備に関すること
- ③ その他特別支援教育基本構想策定に関すること

について検討・協議を行い、平成19年10月30日に、「中間報告」をとりまとめた。

その後、本委員会は、「中間報告」で提言した広島県の特別支援教育の今後の在り方について、パブリックコメントを実施し、県民から広く意見を求めた。また、諮問会議、特別支援教育推進専門部会及び再編整備専門部会を各1回開催した。

本委員会は、パブリックコメントの意見や諮問会議、専門部会での検討・協議を踏まえ、ここに答申をとりまとめた。

### I 広島県の特別支援教育の現状と課題

広島県の特別支援教育は、昭和54年の養護学校教育の義務制実施を節目として、養護学校の設置等の整備及び教育内容等の充実が図られてきた。そうした中、広島県教育は、平成10年5月に、当時の文部省から、学習指導要領を逸脱するなどの教育内容面の課題及び教職員の勤務管理などの管理運営面の課題について是正指導を受けた。

これに対して、広島県教育委員会により、県民に信頼される公教育の確立を目指した取組が行われる中で、平成14年12月に、新たな障害児教育に向けての具体的方針を示した「広島県障害児教育ビジョン」が策定・公表された。その「はじめに」においては、次のような課題が述べられている。

「是正指導から4年が経過した現在、盲・ろう・養護学校においては、未だに学校運営や教育課程等において、是正が十分に進んでいない状況があり、指導の徹底を図っているところです。」「障害のある幼児児童生徒の能力や可能性が十分に發揮されていない状況もあり、一人一人の教育的ニーズに応じた取組みが十分であるとはいえません。」

こうした課題の解決を図るため、上記ビジョンに基づき、平成15年度からは、適正な就学指導や教員の専門性の向上等を柱とした「障害児教育ビジョン推進事業」が実施されてきた。さらに、平成18年度からは、小学校や中学校等に在籍する発達障害(\*1)のある幼児児童生徒の指導を充実するため、大学教授や医師等の発達障害等の専門家（以下「発達障害等の専門家」という。）による巡回相談の実施などを内容とした「特別支援教育充実事業」が実施されている。

また、平成18年3月に策定された広島県総合計画「元気挑戦プラン」実施計画においても、新展開施策の一つである「次世代人材育成」に関する7施策の一つに「特別支援教育の充実」が掲げられるなど、障害のある幼児児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばす教育が推進されてきている。

こうした施策が実施される中で、特別支援学校の教員のうち、特別支援学校教諭免許状を保有する者の割合が、この5年間で約2倍に上昇したり、特別支援学校の在籍者数が増加したりするなどの一定の成果がみられる。一方、特別支援学校高等部卒業者の就職率は、全国平均と比較すると、10ポイント程度低い状況が続いているなど、解決しなければならない課題も残されている。

また、近年は、知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下「知的障害特別支援学校」という。）の在籍者数が大きく増加している一方で、他の障害種別に対応した特別支援学校の在籍者数は減少傾向にある。

さらに、小学校及び中学校においては、特別支援教育を推進するための校内

委員会(\*2)の設置や特別支援教育コーディネーター(\*3)の指名は全校で実施できているが、支援体制が十分に機能しておらず、幼稚園及び高等学校においては、支援体制がほとんど整備されていない状況にある。また、保育所・幼稚園と小学校との接続等、校種間の円滑な接続に課題がみられる。

一方、国においては、平成18年6月に改正された学校教育法（以下「改正学校教育法」という。）が平成19年4月1日に施行され、従来の盲学校、ろう学校及び養護学校は、複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校になるとともに、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の要請に応じて、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に在籍する障害のある幼児児童生徒の教育に関して助言・援助を行うよう努めることが示された。

また、これまでの障害児教育の対象の障害だけでなく、小学校や中学校の通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒や、広島県障害児教育ビジョンには示していなかった幼稚園又は高等学校に在籍する障害のある幼児又は生徒も特別支援教育の対象として明確に位置付けられた。

こうしたことから、広島県の特別支援教育においては、広島県障害児教育ビジョンに基づく事業等の成果と課題を踏まえ、改正学校教育法に基づく特別支援学校制度の創設や幼稚園、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の制度化に適切かつ迅速に対応することにより、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援をより一層充実することが求められている。

## II 基本構想策定の視点

### 1 特別支援教育の理念

平成17年12月にとりまとめられた中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」の「第2章 特別支援教育の理念と基本的な考え方」において、「我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会である。その実現のため、障害者基本法や障害者基本計画に基づき、ノーマライゼーションの理念に基づく障害者の社会への参加・参画に向けた総合的な施策が政府全体で推進されており、その中で、学校教育は、障害者の自立と社会参加を見通した取組を含め、重要な役割を果たすことが求められている。」と述べられている。

また、改正学校教育法の第71条に規定されている特別支援学校の目的について、平成18年6月に改正される前には、「欠陥を補うために、必要な知識技能を授けること」となっていた部分が、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること」と改正されている。

本委員会においては、このような中央教育審議会の審議結果や改正学校教育法の改正内容を踏まえ、特別支援教育の理念について検討した。その結果、広島県における特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を可能な限り高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであると考える。

こうした一人一人の教育的ニーズに応じてきめ細かく丁寧な指導や支援を行うという特別支援教育の考え方は、障害の有無にかかわらず、幼児児童生徒の確かな学力の向上や豊かな心の育成、さらには、現在の学校教育が抱えているいじめや不登校等を含めた様々な課題の解決にも大いに資するものと

言える。

## 2 基本構想策定の視点

本委員会においては、広島県の特別支援教育の現状と課題を踏まえ、複数の障害種別に対応した教育を行うことができる特別支援学校制度の創設や幼稚園、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の制度化に適切かつ迅速に対応し、特別支援教育の理念の実現を目指すため、次の視点から検討を行った。

### (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における特別支援教育の推進

#### ○ 校内支援体制の整備

県内のどこの学校に在籍していても適切な支援を受けることができる体制を整備する。

#### ○ 一貫した支援体制の整備

保育所・幼稚園（認定こども園を含む。以下同じ。）と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校、保育所・幼稚園、小学校、中学校と特別支援学校の小学部、中学部、高等部との接続を円滑に行い、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を受けることができる体制を整備する。

#### ○ 特別支援学校における教育の充実

特別支援学校が、在籍する幼児児童生徒に対して専門的な教育をさらに推進し、職業的な自立を促進する教育の充実を図るとともに、地域の保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校の要請に応じて、保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校に在籍する障害のある幼児児童生徒の教育に関して、適切な助言・援助ができるような取組の充実を図る。

#### ○ 教員の専門性の向上

幼児児童生徒一人一人の障害の状態及び発達段階、特性等を的確に把握し、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うために、教員の専門性の向上を図る。

#### ○ 特別支援教育に関する普及啓発

特別支援教育の理念等が、教職員はもちろんのこと、保護者及び県民

に広く正しく理解されるようにする。

(2) 特別支援学校の再編整備

- 知的障害のある高等部生徒の増加に対応する。
- 重複障害のある幼児児童生徒に対するきめ細かな指導を充実する。
- 知的障害のある生徒に対する職業教育を充実する。
- 障害の特性に応じて、同一障害の幼児児童生徒による一定規模の学習集団を確保する。

### III 広島県の特別支援教育の今後の在り方

#### 1 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における特別支援教育の推進

##### (1) 現状と課題

###### ア 幼稚園、小学校、中学校、高等学校における支援体制の整備

小学校及び中学校においては、校内委員会の設置及び特別支援教育コーディネーターの指名は全校で実施済みであるが、児童生徒を支援するための体制が十分に機能しているとは言えない。

幼稚園及び高等学校においては、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画(\*4)の作成、個別の教育支援計画(\*5)の策定等の支援体制は、ほとんど未整備である。

また、障害のある児童生徒の乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援を行うための個別の教育支援計画の策定が進んでいないため、保育所・幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校との円滑な接続を行うに当たって、共通の認識を持った取組になりにくいことが課題となっている。

さらに、特別支援学級においては、特別支援学校の学習指導要領を参考にするなど、障害のある児童生徒の実態に応じた適切な教育課程を編成・実施し、授業改善を推進することが課題となっている。また、通常の学級に在籍する軽度の障害のある児童生徒が、障害に応じた特別の指導を特別な場で受けることができる、いわゆる通級による指導(\*6)の充実が求められている。

###### イ 特別支援学校における教育の充実

近年、一部の特別支援学校においては、主体的に授業改善に取り組んだり、小学校や中学校等の教員を支援するなどのセンター的機能(\*7)を発揮したりするなど、専門性の向上を図るために取組や専門性に基づいた取組が進められている。

一方、高等部卒業者の就職率は、全国平均と比較すると、10ポイント程度低い状況が続いている、職業的自立を促進する取組の充実が課題

となっている。特に、学校における作業学習や企業における実習、生徒個々の障害の状態等に応じた指導、生徒や保護者に対して働くことの意義を早い段階から指導・啓発していく取組、関係機関との連携などの充実が課題となっている。

#### ウ 教員の専門性の向上

特別支援学校における在籍校種の特別支援学校教諭免許状保有率は、平成14年度の36.2%から年々上昇し、平成19年度には72.8%になっている。一方で、小学校及び中学校の特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状保有率は30%程度であり、特別支援学級担任の専門性の向上が課題となっている。

また、特別支援学級担任の約3分の2の教員の特別支援教育経験年数(\*8)は、5年以下となっており、特別支援学級担任の適切な配置が課題となっている。

#### エ 特別支援教育に関する普及啓発

広島県教育委員会によって平成18年度に実施された教育モニターアンケート調査の結果では、特別支援教育に関してどの程度満足しているのかということについて、「わからない」と回答した県民が32.8%と、調査対象となった12の施策の中で2番目に高い割合を示している。

また、平成19年度に実施された同調査の結果では、特別支援教育に関してどのようなことが重要なことについて、「障害などに関する正確な知識や適切な支援等に関する情報発信」と回答した県民が63.2%と、調査対象の9項目の中で最も高い割合となっている。

さらに、特別支援学校高等部卒業者の就職率の向上を図る上では、企業の特別支援教育に関する理解をより一層深めることなど、保護者・県民への特別支援教育に関する普及啓発が課題となっている。

### (2) 特別支援教育の推進の内容

#### ア 校内支援体制の整備

#### (ア) 校長のリーダーシップの発揮

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育の理念を踏まえ、障害についての知識をもつことの必要性や一人一人の教育的ニーズに応じた指導の必要性、校内支援体制を整備することの必要性等の特別支援教育に関する認識を深めるとともに、特別支援教育を積極的に推進することを学校経営計画に示し、特別支援教育に関する推進計画を策定するなど、校内支援体制を整備することが必要である。

また、校長は、特別支援教育に関する校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名等の体制整備を行うとともに、組織として十分機能するよう教職員を指導することが必要である。

特に、幼稚園及び高等学校においては、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名等の校内支援体制を速やかに整備することが必要である。

#### (イ) 特別支援教育に関する校内委員会の機能の発揮

校内委員会では、まず幼児児童生徒が生活又は学習上の何に困っているのか、あるいは、何につまずいているのかということについて、的確に状況を把握した上で、課題解決のための具体的な手立てを検討するとともに、その検討結果について教職員の共通理解を図るために校内研修会等を行うなどの役割を果たすことが必要である。

また、幼児児童生徒の指導を組織的、継続的に実施するためには、校内委員会の開催を定例化することが必要である。

#### (ウ) 特別支援教育コーディネーターの機能の発揮

校長は、特別支援教育コーディネーターの役割及び校内組織への位置付けを明確にすることが必要である。

また、いじめや不登校等の生徒指導上の諸問題の背景に発達障害が関係していることも考えられるため、特別支援教育コーディネーターはもちろんのこと、生徒指導担当者をはじめ全教職員が発達障害等に関する知識・理解を十分に深めておくことが必要である。特に、特別支援教育コーディネーターは、校内（園内を含む。以下同じ。）の共通理解・体制整備に基づき、特別な配慮を必要とする幼児児童生徒の早

期発見、早期対応、必要に応じた関係機関との連携に日ごろから努めておくことが必要である。

さらに、校長が、特別支援教育コーディネーターを指名するに当たっては、特別支援学級担任以外で、学校全体の取組や幼児児童生徒の状況が把握できる立場にある教員を指名すること及び、人事異動等によっても特別支援教育コーディネーターの機能が継続するよう複数名の教員を指名しておくことが効果的である。

なお、特別支援教育コーディネーターの役割が多岐にわたる中で、特別支援教育コーディネーターがその役割を十分果たせるようにするためには、校内の協力体制を構築・工夫することが必要である。

#### (エ) 個別の指導計画の作成・個別の教育支援計画の策定による指導の充実

個別の指導計画の作成及びそれを活用した指導に当たっては、障害のある幼児児童生徒一人一人の多様な実態に応じた適切な指導を一層推進するため、各教科等における配慮事項等も含めて作成するとともに、実践を踏まえた評価を的確に行い、指導の改善に生かすことが必要である。

また、個別の教育支援計画の策定及びそれを活用した指導・支援に当たっては、発達障害等の専門家からの助言・援助を得るとともに、保護者の積極的な参画及び関係機関との連携を図ることが必要である。特に、学校における教育と、家庭や障害児施設等における指導との調和が図られるよう、指導方針・指導内容等について家庭や障害児施設等との連携を密にすることが必要である。

さらに、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を活用した指導・支援に当たっては、作成・策定の段階から実践を踏まえた評価に至るまで保護者に対する説明責任を果たすことが必要である。

なお、広島県教育委員会及び市町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における個別の指導計画及び個別の教育支援計画を活用した指導・支援の充実を図るため、参考様式や記入例、実践事例等を示すとともに、個別の指導計画の作成・個別の教育支援計画の策定に関する研修を充実する

ことが必要である。

(才) 教育委員会による特別支援教育の推進

幼稚園、小学校、中学校、高等学校における校内支援体制の整備を推進するため、教育委員会は、発達障害等の専門家による巡回相談を実施するとともに、特別支援教育コーディネーターの養成研修等に積極的に取り組むことが必要である。

また、教育委員会は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校における校内委員会や特別支援教育コーディネーターの機能が発揮されているか、個別の指導計画・個別の教育支援計画を活用した指導・支援の充実が図られているかなどについて評価し、改善に向けた指導・助言を十分に行うとともに、校長からの相談に適切かつ迅速に対応する体制を整備することが必要である。

さらに、障害があるために配慮が必要なすべての幼児児童生徒に対し、様々な場面で適切に支援することができるよう、市町教育委員会は、本年度から地方財政措置された特別支援教育支援員(\*9)の配置に努めることが必要である。

なお、市町教育委員会は、特別支援教育支援員の配置だけでなく、教員志望の学生等を学生支援員として学校に派遣し、発達障害を含め障害のある幼児児童生徒の支援に当たらせるなど、地域資源を積極的に活用することも必要である。

イ 一貫した支援体制の整備

(ア) 教育委員会による支援

教育委員会は、発達障害等の専門家による巡回相談を実施したり、地域ごとに教育、医療、福祉、労働等の関係機関からなる特別支援連携協議会（仮称）を設置したりするなど、地域における支援体制を整備することが必要である。

また、保護者や幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員が助言や相談を受けたいときに相談先等がわかる情報源（リソースマップのようなもの）を県教育委員会と市町教育委員会が連携して作成するとと

もに、情報を必要とする者が必要なときに情報を入手し活用できるよう、情報を提供する媒体を工夫することが必要である。

さらに、障害のある幼児児童生徒の支援に当たっては、早期からの適切な対応が重要であることを踏まえ、教育委員会は関係部局との連携を密にし、公立幼稚園だけでなく、私立幼稚園、公立・私立保育所へ支援することも必要である。

なお、教育委員会は、小学校及び中学校における通級による指導をより一層充実することも必要である。

#### (イ) 校種間の円滑な接続

保育所・幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校、保育所・幼稚園、小学校、中学校と特別支援学校の小学部、中学部、高等部との接続を円滑に行うためには、特別支援教育コーディネーターを中心として、入学前に当該幼児児童生徒に係る障害の状態・特性、発達段階等について正確で具体的な情報を収集すること、授業研究や研修等を通じて校種間の連携を継続的に行うこと及び、個別の指導計画、個別の教育支援計画が校種間の接続のツールとなるよう内容を充実することが必要である。

特に、保育所・幼稚園と小学校との接続を円滑に行うためには、いわゆる就学支援シート（仮称）(\*10)を作成・活用することが効果的であり、このことは、適正な就学指導を進める上でも必要である。また、中学校と高等学校との接続を円滑に行うためには、当該生徒の高等学校への合格が決定後、中学校と高等学校とが速やかに連携することが必要である。

さらに、幼稚園、小学校、中学校、高等学校においては、発達障害等の専門家の助言・援助を受け、幼児児童生徒の課題が、主として障害を要因としているのか、養育の問題なのか、又は、その他の問題なのかを見極めて、そのことを一貫した指導・支援に生かすことが必要である。

なお、校種間の接続における個人情報の取扱いについては、条例等に基づいた適正な取扱いに関する正しい認識を持ち、必要とされる個

人情報の提供を円滑に行うことが必要である。

## ウ 特別支援学校における教育の充実

### (ア) 障害種別に応じた専門性の向上

改正学校教育法の施行により、特別支援学校は複数の障害種別に対応する特別支援学校として設置することが可能となつたが、まずは、各特別支援学校においては、当該学校が教育の対象とする障害種別に応じた適切な教育課程を編成し、教育内容や教育方法、評価の在り方等を授業研究をとおして工夫改善することにより、より一層障害種別に応じた指導を充実することが必要である。

また、重複障害のある幼児児童生徒に対するきめ細かな指導及び教育内容をより一層充実するためには、各特別支援学校は学校の実態を十分に考慮して、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門家との連携を一層密にするとともに、支援機器等を充実し、その活用に関する研究成果を普及・共有することも必要である。

さらに、教育委員会は、人事異動を行うに当たって、今後も教員の専門性等を考慮し、各特別支援学校の障害種別に応じた専門性のより一層の向上を図ることが必要である。

### (イ) 職業的自立を促進する教育の充実

職業的自立を促進するためには、生徒一人一人の障害の状態・特性、能力、適性等に応じた指導内容や指導方法の工夫改善、作業学習や企業での実習の促進、作業学習や進路相談に必要な施設・設備の整備、生徒・保護者が主体的に就職を希望するような取組の促進、企業への啓発、及びジョブサポートティーチャー(\*11)がすべての特別支援学校を支援する体制整備等が必要である。

また、職業的自立を促進するためには、幼稚部又は小学部から高等部に至るまで組織的、計画的、継続的な指導を行うことが必要である。特に、高等部においては、職業的自立を促進するための教育課程の編成や学習集団の構成を工夫することが必要である。

#### (ウ) センター的機能の充実

特別支援学校は、保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校に在籍する、障害のある児童生徒の個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定、指導方法等について具体的な助言・援助ができるよう学校全体の専門性の向上を図ることが必要である。このことをとおして、特別支援学校は、地域の保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校の要請に適切に対応し、地域から信頼される学校になるとともに、保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校への支援体制を充実することが必要である。

保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校への支援体制の充実に当たっては、次のような取組を行うことが必要である。

- 高度な専門性を有した教育相談主任を養成し、すべての特別支援学校に配置すること。
- 専任の教育相談主任が保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校の要請に応じて巡回相談を実施するなど、取組の充実を図ること。
- 校長は特別支援教育コーディネーターの役割を十分認識し、適任者を指名すること。
- 特別支援学校は、どのような相談に応じることができるのか、相談の担当者は誰なのかなどを明らかにした情報の発信に努めるとともに、その方法を工夫すること。
- 教育相談室や研修室など、センター的機能を果たすために必要な施設・設備を整備すること。

#### エ 教員の専門性の向上

##### (ア) 免許法認定講習・教員長期研修派遣の計画的・継続的な実施

特別支援学校においては、特別支援学校教諭の一種免許状や専修免許状の取得を促進し、高度な専門性を身に付けた教員による授業改善を推進することが必要である。

また、特別支援学級の担任及び通級による指導の担当教員の特別支援学校教諭免許状の取得を促進するとともに、特別支援学級及び通級

による指導においては、教育課程の改善及び授業研究をとおして専門性に基づいた指導を充実することが必要である。

特に、障害種別に応じた指導内容・指導方法の工夫改善や自立活動等の指導を充実するため、高度な専門性を身に付けた教員を育成するよう、教育委員会は免許法認定講習の実施、大学院や教員長期研修への派遣について、計画的、継続的、積極的に推進することが必要である。

なお、特別支援学校の教員、特別支援学級の担任及び通級による指導の担当教員の特別支援学校教諭免許状の取得を促進するため、現在、特別支援学校教育に係る免許法認定講習の受講者から経費を徴収しないこととされており、このことについては、当面、継続することが必要である。

#### (イ) 研修の充実

教育委員会は、特別支援教育に関する専門性を向上させる研修プランを策定し、一人一人の教員に自分がどのレベルにいるのかの自覚を促し、次のレベルを目指すようにする取組を行うことが必要である。特別支援教育に関する研修プランの策定・実施に当たっては、教員のキャリアに応じた研修、特に管理職及び、10年経験者研修以後、経験年数に応じた指定研修がなく、教員長期研修の機会もない45歳以上の教員を対象とした研修を充実することが必要である。

また、教育委員会は、教務主任研修や生徒指導主事研修等の悉皆研修においても特別支援教育に関する研修内容を実施し、校内支援体制の整備や教員の意識改革を図ることが必要である。

さらに、保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校に在籍する発達障害のある幼児児童生徒の教育指導上の課題に適切に対応するため、教育センターの特別支援教育・教育相談部の相談機能等を充実するとともに、教育センターの専門研修講座やサテライト研修講座の受講申込み者が、希望する講座を受講できるよう受講定員枠を拡大するなど、特別支援教育に関する研修の希望に応えるよう工夫することが必要である。

#### (ウ) 中核的な人材の育成

広島県教育委員会は、各特別支援学校及び各市町において障害種別に応じた高い専門性を有し、学校間連携や地域で中核的役割を担う特別支援教育推進リーダー（仮称）を養成することが必要である。

また、小学校及び中学校の校長は、特別支援学校教諭免許状を保有する専門性の高い教員を特別支援学級の担任や通級による指導の担当教員にするなど、特別支援教育のより一層の充実を図ることが必要である。

### オ 特別支援教育に関する普及啓発

#### (ア) 教員の意識改革

幼稚園、小学校、中学校、高等学校においては、障害のある幼児児童生徒の指導について、担任又は特別支援教育コーディネーター一人が課題を抱え込むことを防ぐ学校体制を構築するとともに、特別支援教育の推進が教科指導等の充実につながること、全教職員で取り組む課題であることなどの意識を醸成することが必要である。

また、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員は、どの学級にも発達障害のある幼児児童生徒が在籍している可能性があることを意識するとともに、障害に関する認識を深めることが必要である。

例えば、発達障害のある幼児児童生徒の中には、場や相手に応じてコミュニケーションを円滑に行うことに課題を有している者がおり、その課題に応じた指導や支援が必要であるにもかかわらず、教員は、学習上のつまずきがあまりみられてないので指導上の課題に気付かないことがあることから、このような意識を改革することが必要である。

さらに、障害のある幼児児童生徒の自立を図るためにには、障害の状態・特性、発達段階等に応じた指導方法や指導体制の工夫改善が必要である。例えば、特別支援学校においては、障害の程度や発達段階、能力、特性等により、必要に応じて、個別指導の実施、グループ別指導の実施等の授業形態の工夫が大切であるという意識を持つことが必要である。

#### (イ) 保護者・県民への普及啓発

教育委員会は、保護者や県民に対して、特別支援教育に関する理解が広まるよう広報活動等を通じた普及啓発を積極的に推進することが必要である。

また、保護者が我が子の就職に対して希望が持てるよう、個別の教育支援計画の策定等への保護者の参画を促進したり、保護者に対して、職業的な自立の促進に向けて先進的な取組を行っている特別支援学校の情報を提供したりすることにより、幼児児童生徒の自立を図る教育の重要性について保護者の理解を深めることが必要である。

## 2 特別支援学校の再編整備

### (1) 現状と課題

#### ア 在籍者数の増加又は減少

広島県においては、全国的な動向と同様に、知的障害特別支援学校の在籍者数が近年大きく増加している。特に高等部の在籍者数の増加は著しく、過去10年間で約2倍に増加している。このため、知的障害特別支援学校においては、施設が狭隘きょうあいになっており、その解消を図ることが喫緊の課題である。

その一方で、他の障害種別に対応した特別支援学校の在籍者数は減少しており、一部の学校においては、同一障害の幼児児童生徒による一定規模の学習集団を構成して教育を実施することが困難となっている。

#### イ 重複障害のある幼児児童生徒の在籍状況

これまでの特別支援学校は、基本的に各障害種別に整備が図られてきた。しかしながら、広島県の特別支援学校に在籍する約3割（肢体不自由のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、約3分の2）の幼児児童生徒は重複障害を有している。このため、重複障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズにきめ細かく対応できる特別支援学校の在り方を検討することが必要である。

#### ウ 高等部卒業者の就職状況

広島県の特別支援学校高等部卒業者の就職率は、全国平均と比較して10ポイント程度低い状況が続いている。特に、知的障害特別支援学校の高等部卒業者の就職率は、全国平均と比較して低位にある。

### (2) 再編整備の内容

#### ア 複数の障害種別に対応した特別支援学校への再編

他県では、例えば、知的障害に対応した教育と肢体不自由に対応した教育を実施するなど、複数の障害種別に対応した特別支援学校の設置が進んでいる。これらの特別支援学校においては、各障害種別の教育の専

専門性を有した教員の協力体制の整備や各障害種別に対応した施設・設備の活用を図ることにより、重複障害のある児童生徒に対するきめ細かな指導が可能となっている。

広島県においても、重複障害のある児童生徒に対する教育の充実や知的障害のある児童生徒の増加への対応を図るため、既存の特別支援学校を、複数の障害種別に対応した学校とするための検討を行うことが必要である。

その際、重複障害のある児童生徒の多くが知的障害を併せ有していることなどから、知的障害特別支援学校以外の特別支援学校が、新たに知的障害に対応した教育を実施することを念頭において検討することが必要である。

なお、その再編の検討に当たっては、次の点に留意することが必要である。

- 教員の配置、施設・設備の整備、教育課程の編成・実施等において、各障害種別の教育の専門性を確保すること。
- 知的障害のある高等部生徒の増加が著しいことから、知的障害特別支援学校以外の特別支援学校において、高等部のみ複数の障害種別に対応することも検討すること。

#### イ 高等特別支援学校の設置

広島県の特別支援学校高等部卒業者の就職状況を改善するためには、既存の特別支援学校において職業教育の充実を図るとともに、知的障害のある生徒の就職状況を改善するための教育システムの検討が必要である。

他県においては、高等部単独の特別支援学校である、いわゆる高等特別支援学校を設置し、知的障害のある多くの生徒を就職させるなどの成果をあげている例がある。広島県においては、平成14年に策定された「広島県障害児教育ビジョン」で、その必要性が示されたが、未だその設置には至っておらず、その早期設置が必要である。

高等特別支援学校においては、中学校の特別支援学級等を卒業した軽

度の知的障害のある生徒を対象に、職業教育に重点をおいた教育課程と施設・設備の下、職業的自立を目指した指導を行う。また、この学校は、特別支援学校における職業教育のモデル校として、教育課程や指導方法を提示することなどをとおして、特別支援学校全体の職業教育の充実を図る役割を担うものもある。さらに、その設置により、知的障害のある高等部生徒の増加に伴う知的障害特別支援学校の狭隘化への対応を図ることも可能となる。

なお、高等特別支援学校の設置に当たっては、次の点に留意し、検討を進めることが必要である。

- 生徒の就業体験先となる企業等の立地状況や生徒の通学の利便性などを考慮して、設置場所の選定を行うとともに、寄宿舎の設置についても検討すること。
- 職業教育を充実する観点から職業学科を設置するとともに、入学定員の設定、入学者選抜の実施を行うこと。
- 早期の設置を図るため、既存の校舎の活用等も検討すること。
- 生徒の進路先を確保するため、企業や雇用関係機関との連携を検討すること。

#### ウ 学校の統合等

##### (ア) 在籍者数が減少した学校

在籍者数が減少した学校については、障害の特性に応じて、同一障害の幼児児童生徒による一定規模の学習集団を確保するため、同一の障害種別に対応した教育を実施する他の学校との統合を検討することが必要である。

なお、統合に当たっては、在籍者数の推移、学校間の通学距離・時間等を考慮するとともに、幼児児童生徒の発達段階による違いを踏まえ、学部単位での統合についても検討することが必要である。

##### (イ) 在籍者数が減少した職業学科

在籍者数が減少している高等部の職業学科については、その在籍者数の推移、中学部生徒の進路状況、当該学科の設置の全国状況等を勘

案し、廃止を含め見直しを検討することが必要である。

#### (ウ) 障害児施設に併設した学校

障害児施設に併設した学校については、「広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則」で、その就学者を併設施設の入所者に限定していることなどにより、その在籍者数が減少傾向にある。このため、併設施設に入所していない者の当該校への就学について検討することが必要である。

### エ その他再編整備に関すること

#### (ア) 学校規模に応じた設置形態への見直し

広島県の特別支援学校においては、「本校」、「分校」、「分級」及び「分教室」の4種の設置形態となっているが、これらの明確な基準がなく、各校の設置形態が学校規模に応じたものとなっていない。このため、特別支援学校の再編整備を行うに当たり、在籍者数等による基準を定め、各校の学校規模に応じた設置形態に見直すことが必要である。

#### (イ) 特別支援学校のセンター的機能の充実

特別支援学校の再編整備に当たり、教育相談室や研修室など、地域における特別支援教育のセンター的機能の発揮に必要な施設・設備を整備することが必要である。

## おわりに

広島県の特別支援教育は、保護者及び県民の特別支援教育への期待に応えるため、是正指導の徹底及び広島県障害児教育ビジョン策定後の施策の実施により、障害のある幼児児童生徒一人一人の能力を可能な限り発揮させる教育の仕組みづくりが進みつつある。

諮問会議における「期待を満足に変えていく教育が必要である」という委員の発言にあるように、広島県の特別支援教育は、いよいよ中身の充実を図る段階に来ていると言えよう。

この答申に述べているような広島県の特別支援教育の今後の在り方について、広島県教育委員会が策定する「広島県特別支援教育ビジョン」に生かされるとともに、今後の施策に反映させていただくことにより、広島県の特別支援教育の一層の充実を図っていただきたい。

パブリックコメントの中に、「『特別支援教育基本構想』が実現するには、先生方の日々、一時間一時間の授業の充実と、保護者の参画ということから始まると思う。」という保護者の意見があった。

教職員一人一人は、この答申の趣旨を十分理解し、障害のある幼児児童生徒一人一人が、主体的に自己の力を限りなく発揮し、障害による生活上又は学習上の困難を克服できるよう、専門性に基づくきめ細かな教育の推進を担っていただきたい。

また、広島県の特別支援教育の今後の充実に向けて、保護者及び県民の協力・支援をいただけるよう、特別支援教育に関して県教育委員会の積極的な広報等をお願いする。

写

広教委指二第19号  
広島県特別支援教育基本構想策定委員会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮詢します。

本県の特別支援教育の今後の在り方について

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における特別支援教育の推進に関すること
- (2) 特別支援学校の再編整備に関すること
- (3) その他特別支援教育基本構想策定に関すること

平成19年6月13日

広島県教育委員会教育長 榎田好一

(別紙)

## 諮詢理由

本県においては、平成14年12月に策定した広島県障害児教育ビジョンに基づき、適正な就学指導や教員の専門性の向上等、障害児教育の充実に取り組んできた。その結果、県全体の児童生徒数が減少する中で特別支援学校の在籍者数は増加するとともに、特別支援学校教諭免許状の保有率も上昇している。しかしながら、特別支援学校高等部卒業者の就職率は全国平均と比較すると10ポイント程度低い状況が続いている。

また、学校教育法の改正により、従来の盲学校、ろう学校及び養護学校は複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校になるとともに、小学校又は中学校の通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒や広島県障害児教育ビジョンには示していなかった幼稚園又は高等学校に在籍する障害のある幼児又は生徒も新たに特別支援教育の対象と明確に位置づけられたところである。

こうした状況に対応し、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、その能力や可能性を最大限に伸ばすための教育を行うため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における特別支援教育の推進に関すること及び特別支援学校の再編整備に関することなどについて検討し、広島県の特別支援教育の今後の在り方についての基本構想（「広島県特別支援教育ビジョン」）を策定する必要があり、意見を求めるものである。

## 広島県特別支援教育基本構想策定委員会設置要綱

### （目的）

第1条 広島県の特別支援教育の今後の在り方についての基本構想（「広島県特別支援教育ビジョン」）を策定するため、広島県特別支援教育基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （任務）

第2条 委員会は、広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項について検討し、及び協議して、教育長に答申する。

（1）幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における特別支援教育の推進に関すること。

（2）特別支援学校の再編整備に関すること。

（3）その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること。

### （組織）

第3条 委員会は、諮問会議及び専門部会で構成し、委員の定数は、それぞれ別表第1から別表第3までの人数の欄に掲げる数とする。

2 濟問会議は、検討事項について、専門的な観点から意見を述べるとともに、具体的方策を検討し、及び協議する。

3 濟問会議の委員は、別表第1区分の欄に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

4 専門部会は、濟問会議の検討及び協議に必要な事項に関する調査及び検討を行う。

5 専門部会は、再編整備専門部会及び特別支援教育推進専門部会とする。

6 専門部会の委員は、別表第2及び別表第3の区分の欄に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

7 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会長及び副会長）

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、濟問会議の委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(諮問会議)

- 第5条 諮問会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。
- 2 諮問会議は、諮問会議の委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
  - 3 諮問会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 4 会長が必要があると認めるときは、諮問会議に委員以外の者の出席を認め、意見を聞くことができる。
  - 5 委員は、あらかじめ会長の了解を得て、諮問会議に代理の者を出席させることができる。この場合、代理の者の出席をもって、当該委員が出席したものとみなす。

(専門部会)

- 第6条 各専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、当該専門部会の委員の互選によってこれを定める。
- 2 部会長は、専門部会の事務を掌理する。
  - 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
  - 4 専門部会は、部会長が必要に応じて招集し、部会長がその議長となる。
  - 5 部会長が必要があると認めるときは、専門部会に委員以外の者の出席を認め、意見を聞くことができる。

(庶務)

- 第7条 委員会の庶務は、広島県教育委員会事務局教育部指導第二課特別支援教育室において処理する。

(その他)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月26日から施行する。

別表第1 質問会議

区分		人 数
学識経験者		2
教育関係者	市町教育委員会(2)	7
	幼稚園(1)	
	小学校(1)	
	中学校(1)	
	高等学校(1)	
	特別支援学校(1)	
医療関係者		1
福祉関係者		1
雇用関係者		1
保護者関係		2
計		14

別表第2 再編整備専門部会

区分		人 数
学識経験者		1
教育関係者	特別支援学校(視覚障害)	5
	特別支援学校(聴覚障害)	
	特別支援学校(肢体不自由)	
	特別支援学校(病弱)	
	特別支援学校(知的障害)	
計		6

別表第3 特別支援教育推進専門部会

区分		人 数
学識経験者		1
教育関係者	市町教育委員会	6
	幼稚園	
	小学校	
	中学校	
	高等学校	
	特別支援学校	
計		7

## 広島県特別支援教育基本構想策定委員会委員名簿

### 諮詢會議

区分(人数)		氏名	所属等
学識経験者(2)	落合 俊郎	広島大学大学院教育学研究科 教授	
	谷本 忠明	広島大学大学院教育学研究科 准教授	
教育関係者	市町教育委員会(2)	岡本 茂信	広島県都市教育長会
		土居進一郎	広島県町教育長会 副会長
	幼稚園(1)	難波 元實	財団法人広島県私立幼稚園連盟 副理事長
	小学校(1)	竹志 範昭	広島県連合小学校長会 副会長
	中学校(1)	押川 貞生	広島県公立中学校長会 副会長
	高等学校(1)	檜山 哲雄	広島県公立高等学校長協会 副会長
	特別支援学校(1)	深田 明生	広島県特別支援学校長会 会長
	医療関係者(1)	堀江 正憲	社団法人広島県医師会 常任理事
	福祉関係者(1)	繩手 建	広島県知的障害者福祉協会 会長
	雇用関係者(1)	松崎 英生	広島労働局職業安定部職業対策課 課長
保護者関係(2)	岩切美砂子	広島県特別支援学校PTA協議会 会長	
	連石 武則	広島県PTA連合会 会長	

### 再編整備専門部会

区分(人数)		氏名	所属等
学識経験者(1)		谷本 忠明	広島大学大学院教育学研究科 准教授
教育関係者	特別支援学校(視覚障害)(1)	深田 明生	広島県特別支援学校長会 会長
	特別支援学校(聴覚障害)(1)	秦 郁雄	広島県特別支援学校長会
	特別支援学校(肢体不自由)(1)	兼田ツヤ子	広島県特別支援学校長会 副会長
	特別支援学校(病弱)(1)	水田 弘見	広島県特別支援学校長会
	特別支援学校(知的障害)(1)	室積 幸生	広島県特別支援学校長会

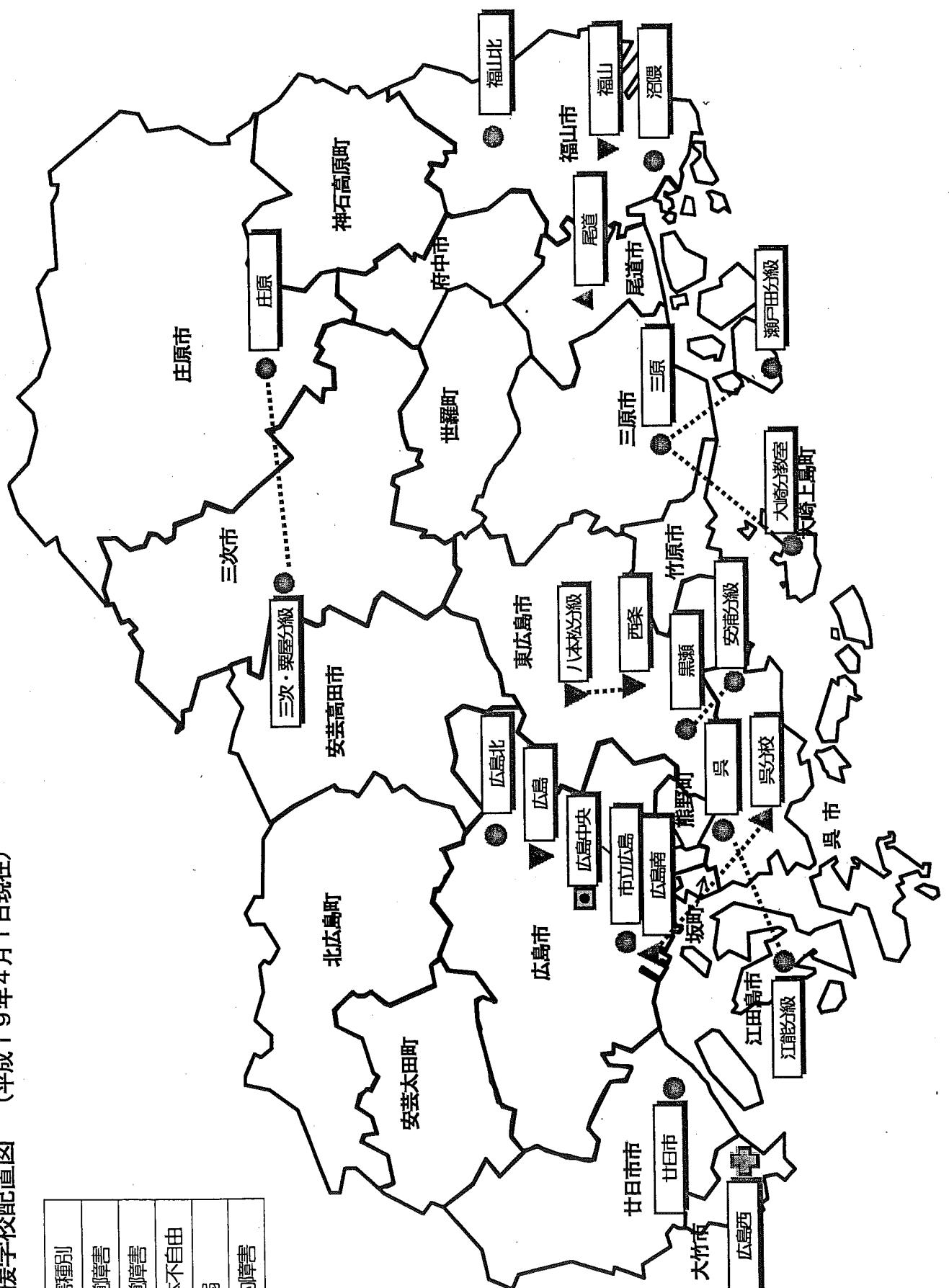
### 特別支援教育推進専門部会

区分(人数)		氏名	所属等
学識経験者(1)		落合 俊郎	広島大学大学院教育学研究科 教授
教育関係者	市町教育委員会(1)	荒木 一夫	福山市教育委員会事務局学校教育部指導課 課長補佐兼次長
	幼稚園(1)	難波 元實	財団法人広島県私立幼稚園連盟 副理事長
	小学校(1)	伊藤 守夫	広島県連合小学校長会
	中学校(1)	脇原 和代	広島県公立中学校長会
	高等学校(1)	石田 俊夫	広島県公立高等学校長協会
	特別支援学校(1)	片嶋 学	広島県特別支援学校長会

広島県特別支援教育基本構想策定委員会における検討・協議の経過

諮詢會議	専門部会	
	特別支援教育推進専門部会	再編整備専門部会
第1回（6／13） 広島県の特別支援教育の現状と課題について	第1回（7／12） 特別支援教育の推進に係る現状と課題について  第2回（7／19） 特別支援教育の推進に係る課題への方策について	第1回（7／10） 特別支援学校の再編整備に係る現状と課題について  第2回（7／24） 特別支援学校の再編整備の在り方について
第2回（8／17） 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における特別支援教育の推進について		第3回（8／28） 調査・検討のまとめについて
第3回（9／11） 特別支援学校の再編整備について		
第4回（10／30） 広島県特別支援教育基本構想策定委員会中間報告について	第3回（12／5） 広島県特別支援教育基本構想策定委員会答申について	第4回（12／5） 広島県特別支援教育基本構想策定委員会答申について
第5回（12／21） 広島県特別支援教育基本構想策定委員会答申について		

○特別支援学校配置図 (平成19年4月1日現在)



## ○特別支援学校の状況

特別支援学校の状況(平成19年5月1日現在)

学校名	障害種別	在籍者数			訪問教育	寄宿舎	スクールバス
		小学校部	中学部	高等部			
広島県立広島中央特別支援学校	視覚障害	89	5	14	56(34)	○	○
広島県立広島南特別支援学校	聴覚障害	85	15	38	20	○	○
広島県立尾道特別支援学校	知的障害	15	3	6	2	○	○
広島県立広島特別支援学校	肢体不自由	15	3	8	2	○	○
広島県立福山特別支援学校	病弱	99	23	11	65	○	○
広島県立西条特別支援学校	八本松分級	61	30	13	18	○	○
広島県立広島西特別支援学校	病弱	24	4	9	11	○	○
広島県立廿日市特別支援学校	知的障害	143	38	33	72	○	○
広島県立福山北特別支援学校	病弱	179	66	40	73	○	○
広島県立三原特別支援学校	大崎分教室	92	9	20	63	○	○
広島県立瀬戸田分級	病弱	22	8	5	9	○	○
広島県立呉特別支援学校	江能分級	6	0	2	4	○	○
広島県立庄原特別支援学校	三次・栗屋分級	115	27	29	59	○	○
広島県立広島北特別支援学校	病弱	10	2	4	4	○	○
広島県立沼隈特別支援学校	知的障害	49	5	6	38	○	○
広島県立黒瀬特別支援学校	安浦分級	6	56	40	6	○	○
広島市立広島特別支援学校	病弱	197	42	30	101	○	○
本校16校、分校1校、分級5校、分教室1校	計	1,735	26	461	376	872(34)	19校 4校 14校

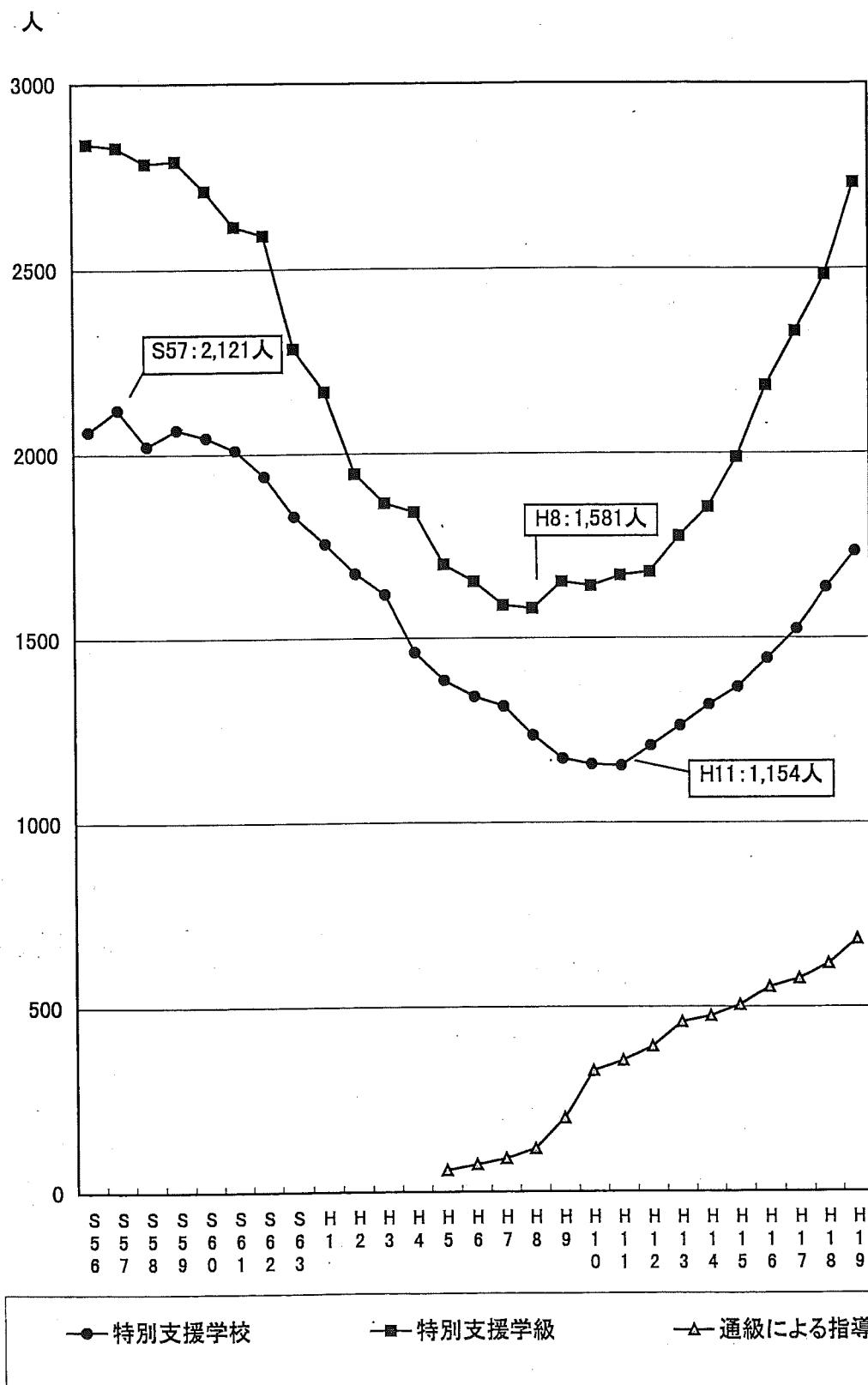
\*在籍者数の「高等部」の欄の( )内には、専攻科生徒数で内数。広島中央特別支援学校の専攻科には理療科、保健理療科を設置。広島南特別支援学校には、理容科を設置。  
 \*「訪問教育」の欄の○印は、教員が児童生徒の自宅や施設・病棟へ訪問して教育を行う訪問教育を行っていること。スクールバスはスクールバス配置校を示す。

公立小・中学校の特別支援学級及び通級による指導の状況(平成19年5月1日現在)

区分	総学級数	特別支援学級数	学級数	通級による指導
小学校	568	420	719	1,953 34 51 681
中学校	250	195	330	780 1 1 3
計	818	615	1,049	2,733 35 52 684

\*特別支援学級の対象者  
 知的障害者、肢体不自由者、病弱・身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、情緒障害者  
 \*通級による指導の対象者  
 言語障害者、自閉症者、情緒障害者、注意欠陥多動性障害者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱・身体虚弱者

## ○特別支援学校の在籍者数等の状況



## ○特別支援学校の在籍者数の推移

(各年度5月1日現在)

障害別	学校	S57	S62	H4	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
視覚障害	広島中央	173	129	100	72	76	71	68	65	63	72	69	78	83	89
聴覚障害	広島南	125	108	80	53	51	56	55	64	71	74	77	78	84	85
	呉分校	29	13	7	9	12	12	14	13	14	13	12	12	13	15
肢体不自由	尾道	38	30	17	10	11	8	8	4	2	6	9	11	15	15
	広島	214	190	137	90	82	86	89	93	105	93	103	87	92	99
	福山	130	104	83	65	61	58	59	66	73	73	71	71	65	61
	西条	82	94	83	77	84	81	76	76	73	70	58	52	53	45
病弱	八本松分級		19	16	18	19	12	12	8	9	8	6	7	8	9
	広島西	134	155	95	42	37	31	31	30	32	31	26	29	25	24
知的障害	廿日市	246	247	138	74	78	86	96	87	88	95	103	106	125	143
	福山北	169	132	68	68	66	60	78	99	107	114	134	150	171	179
	三原	119	75	61	51	54	63	74	83	84	94	92	88	79	92
	瀬戸田分級	7	4	5	4	3	4	4	4	4	3	7	10	15	22
	大崎分教室	5	4	3	3	5	4	4	6	6	4	4	3	4	6
	呉	266	161	108	64	55	55	57	71	73	76	83	97	110	115
	江能分級	17	20	26	15	14	12	9	11	10	8	7	9	10	10
	庄原	73	45	31	22	20	21	22	26	35	43	44	47	51	49
	三次・栗屋分級	33	23	8	20	19	22	24	26	23	16	15	12	9	6
	三次・河内分級	38	20	9	1	1	廃止								
	広島北			134	100	99	104	97	92	94	102	123	153	179	197
	沼隈	22	86	92	94	99	95	102	101	106	108	111	112	121	128
	黒瀬	49	84	55	25	26	23	24	29	38	54	60	63	69	84
	安浦分級	42	39	13	9	9	10	11	9	10	11	12	12	9	9
	広島市立広島	110	159	93	187	177	180	194	200	199	199	219	238	248	253
合 計		2121	1941	1462	1173	1158	1154	1208	1263	1319	1367	1445	1525	1638	1735

\* 西条特別支援学校八本松分級 広島北特別支援学校の空欄は、その時点で未設置。広島市立広島特別支援学校の昭和57年の数値は、当時の廿日市養護学校吉島分校としての在籍者数。

## ○特別支援学校障害種別・学部別在籍者数の推移

(各年度5月1日現在)

区分	S57	S62	H4	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
障害種別	視覚障害	173	129	100	72	76	71	68	65	63	72	69	78	83	89
	聴覚障害	192	151	104	72	74	76	77	81	87	93	98	101	112	115
	肢体不自由	426	407	319	250	246	237	236	243	260	244	238	217	218	214
	病弱	134	155	95	42	37	31	31	30	32	31	26	29	25	24
	知的障害	1196	1099	844	737	725	739	796	844	877	927	1014	1100	1200	1293
学部	幼稚部	42	27	25	32	35	30	27	27	29	30	20	22	24	26
	小学部	858	497	379	338	335	333	328	364	383	390	436	441	487	461
	中学部	545	562	302	272	256	229	230	239	257	273	288	307	321	376
	高等部	676	855	756	531	532	562	623	633	650	674	701	755	806	872
合 計		2121	1941	1462	1173	1158	1154	1208	1263	1319	1367	1445	1525	1638	1735

最多

最少

## ○特別支援学校重複障害学級在籍状況

(平成18年5月1日現在)

障害種別	全国			広島県		
	全在籍者数	重複障害学級		全在籍者数	重複障害学級	
		在籍者数	在籍率		在籍者数	在籍率
視覚障害	3,688	770	20.9%	83	31	37.3%
聴覚障害	6,544	895	13.7%	112	20	17.9%
肢体不自由	18,717	12,945	69.2%	218	143	65.6%
病弱	4,190	1,650	39.4%	25	15	60.0%
知的障害	71,453	18,271	25.6%	1,200	284	23.7%
合計	104,592	34,531	33.0%	1,638	493	30.1%

## ○特別支援学校高等部卒業者就職率の状況

(%)

年	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
全国	27.7	26.8	24.9	23.2	22.0	20.5	19.4	20.4	20.5	22.7	23.1
広島	18.4	13.1	10.5	10.3	6.3	7.5	5.9	8.3	11.3	9.8	14.8

※ 各年3月、高等部卒業者の就職率（専攻科を除く）

## ○特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況

年度	免許状 保有状況
H14	36. 2%
H15	37. 7%
H16	45. 2%
H17	54. 7%
H18	56. 6%
H19	72. 8%

※ 「免許状保有状況」は、各年度5月1日現在の県立特別支援学校本務者（部主事・教諭）の在籍校種の免許状の保有率。

## ○公立小・中学校特別支援学級担任及び通級による指導担当教員の特別支援学校教諭免許状保有状況

区分	区分	保有率	全国
特別支援学級	小学校	33. 3%	32. 7%
	中学校	28. 2%	26. 4%
	計	31. 6%	30. 8%
通級による指導	小学校	68. 9%	—

※ 平成19年5月1日現在の本務者の状況。

※ 「全国」は、平成18年5月1日現在の状況。

通級による指導の全国状況はデータなし。

## ○公立小・中学校特別支援学級担任の特別支援教育経験年数

経験年数	小学校	中学校
5年以下	67. 9%	64. 8%
6年以上10年以下	15. 4%	16. 7%
11年以上15年以下	7. 0%	9. 4%
16年以上20年以下	4. 2%	4. 8%
21年以上25年以下	2. 9%	2. 4%
26年以上30年以下	1. 9%	1. 5%
31年以上35年以下	0. 7%	0. 3%

※ 平成19年5月1日現在の状況。特別支援教育室調べ。

※ 経験年数は、特別支援学校の教員、特別支援学級の担任又は通級による指導の担当教員の経験年数。

※ 四捨五入のため、「小学校」の経験年数の割合の計は100%にならない。

## ○幼稚園、小学校、中学校、高等学校における支援体制の整備状況

(平成18年9月1日現在)

### ア 公立幼稚園

事項	校内委員会	実態把握	個別指導コーディネート	個別の指導計画	個別支援計画	巡回相談
全国	32. 7%	62. 2%	29. 4%	18. 0%	10. 5%	60. 4%
広島県	53. 2%	64. 6%	72. 2%	31. 6%	17. 7%	27. 8%

### イ 公立小学校

事項	校内委員会	実態把握	個別指導コーディネート	個別の指導計画	個別支援計画	巡回相談
全国	96. 3%	86. 8%	93. 3%	42. 3%	20. 9%	66. 0%
広島県	100. 0%	83. 0%	100. 0%	53. 4%	36. 0%	56. 4%

### ウ 公立中学校

事項	校内委員会	実態把握	個別指導コーディネート	個別の指導計画	個別支援計画	巡回相談
全国	94. 7%	76. 5%	90. 9%	30. 2%	17. 6%	49. 8%
広島県	100. 0%	73. 3%	100. 0%	35. 8%	22. 5%	36. 9%

### エ 公立高等学校

事項	校内委員会	実態把握	個別指導コーディネート	個別の指導計画	個別支援計画	巡回相談
全国	25. 2%	29. 4%	18. 5%	3. 6%	3. 2%	19. 7%
広島県	9. 7%	19. 4%	7. 5%	4. 3%	1. 1%	5. 4%

※ ア～エのいずれも文部科学省の調査結果。%は実施済みの学校数を表す。「全国」の欄は、政令指定都市を含む。「広島県」の欄は、広島市を除く。

## 第2章 特別支援教育の理念と基本的な考え方

協力者会議最終報告では、特殊教育の果たしてきた役割や障害のある子どもの教育をめぐる諸情勢の変化を踏まえつつ、「特別支援教育」の理念と基本的な考え方方が提言されている。

これまでの「特殊教育」では、障害の種類や程度に応じて盲・聾・養護学校や特殊学級といった特別な場で指導を行うことにより、手厚くきめ細かい教育を行うことに重点が置かれてきた。

「特別支援教育」とは、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、すでに述べたとおり、現在、小・中学校において通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対する指導及び支援が喫緊の課題となっており、「特別支援教育」においては、特殊教育の対象となっている児童生徒に加え、これらの児童生徒に対しても適切な指導及び必要な支援を行うものである。

すでに、文部科学省においては、平成13年の組織再編により「特別支援教育課」が設置されており、都道府県教育委員会等の組織においても組織名称等に「特別支援教育」を用いる例が増加してきている。

また、平成15年度から開始された全都道府県教育委員会に対する委嘱事業（後述）等を通じ、取組に差はあるものの、全体としては特別支援教育の実施体制整備が着実に進められている。

今後、特別支援教育の理念と基本的考え方の一層の普及・定着を図るため、学校教育法等における「特殊教育」の用語を改めることを含め、関係法令における位置付けを検討する必要がある。

このことは、従来の特殊教育が果たしてきた役割や実績を否定するものではなく、むしろ、これを継承・発展させていこうとするものである。したがって、特別支援教育は、これまで特殊教育の枠組みの下で培われてきた教育水準や教員の専門性が維持・向上できるような方向で推進されることが必要である。

また、LD・ADHD・高機能自閉症等の状態を示す児童生徒が、いじめの対象となったり不適応を起こしたりする場合があり、それが不登校につながる

場合があるなどの指摘もあることから、学校全体で特別支援教育を推進することにより、いじめや不登校を未然に防止する効果も期待される。さらに、これらの幼児児童生徒については、障害に関する医学的診断の確定にこだわらず、常に教育的ニーズを把握しそれに対応した指導等を行う必要があるが、こうした考え方方が学校全体に浸透することにより、障害の有無にかかわらず、当該学校における幼児児童生徒の確かな学力の向上や豊かな心の育成にも資するものと言える。こうしたことから、特別支援教育の理念と基本的考え方が普及・定着することは、現在の学校教育が抱えている様々な課題の解決や改革に大いに資すると考えられることなどから、積極的な意義を有するものである。

我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会である。その実現のため、障害者基本法や障害者基本計画に基づき、ノーマライゼーションの理念に基づく障害者の社会への参加・参画に向けた総合的な施策が政府全体で推進されており、その中で、学校教育は、障害者の自立と社会参加を見通した取組を含め、重要な役割を果たすことが求められている。その意味で、特別支援教育の理念や基本的考え方方が、学校教育関係者をはじめとして国民全体に共有されることを目指すべきである。

## 用語解説

### (\* 1) 発達障害

発達障害者支援法（平成16年12月10日 法律第167号）及び同法の施行令・施行規則における発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害、行動及び情緒の障害とされている。

文部科学省特別支援教育課は、『「発達障害」の用語の使用について』（平成19年3月15日）において、国民のわかりやすさや他省庁との連携のしやすさ等の理由から、従来「LD, ADHD, 高機能自閉症等」と表記していたものを原則として「発達障害」と表記することとした。

### (\* 2) 校内委員会

学校内に置かれた発達障害等の児童生徒の実態把握及び指導・支援の在り方等について検討を行う委員会。

### (\* 3) 特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。

### (\* 4) 個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程、指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法などを盛り込んだ指導計画。

### (\* 5) 個別の教育支援計画

幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応し

ていくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある児童生徒一人一人について作成した支援計画。

#### ( \* 6 ) 通級による指導

小学校、中学校の通常の学級に在籍する軽度の障害のある児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導（自立活動及び教科指導の補充）を特別な場（いわゆる通級指導教室）で行う指導形態。通級による指導の対象となる障害は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、學習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱。

#### ( \* 7 ) 特別支援学校のセンター的機能

障害のある児童生徒、保護者、小・中学校等の教員等に対して教育相談を行うなど、各学校の教員の専門性や施設・設備等を生かした地域における特別支援教育に関する相談のセンターとしての役割を果たすこと。

##### （特別支援学校に期待されるセンター的機能の例）

- ・ 小・中学校等の教員への支援機能
- ・ 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ・ 障害のある児童生徒への指導・支援機能
- ・ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ・ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ・ 障害のある児童生徒への施設設備等の提供機能

#### ( \* 8 ) 特別支援教育経験年数

特別支援学校の教員、特別支援学級の担任又は通級による指導の担当教員の経験年数。

#### ( \* 9 ) 特別支援教育支援員

小学校、中学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対

し学習活動上のサポートを行ったりする者。

(\* 10) 就学支援シート（仮称）

障害のある幼児一人一人が、就学後も一貫して障害の状態等に応じた必要な教育的支援を受けられるようにするための引継ぎ資料。幼児の障害の状態、健康、性格、行動等に関する情報や就学前の療育機関等における指導内容、配慮事項、支援方法等について、保護者と就学前機関等が協力して作成する。就学先の学校は、この資料に基づき保護者と協力して個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、個に応じた指導の充実を図る。

(\* 11) ジョブサポートティーチャー

特別支援学校における職業的自立を促進する指導の充実を図るため、生徒への面接指導、生徒の実態把握に基づく企業開拓、ハローワーク等の関係機関との連携、進路指導主事研修会等の研修会の講師などの業務を専任で行う者。平成18年度から2名のジョブサポートティーチャーを県立特別支援学校2校に配置。

## 広島県特別支援教育基本構想策定委員会 答申の概要

### I 広島県の特別支援教育の現状と課題

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率の上昇などの成果がみられる一方で、特別支援学校高等部卒業者の就職率の低迷、各特別支援学校在籍者数の著しい増減、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の特別支援教育推進体制の整備等について、改正学校教育法の趣旨を踏まえた対応が喫緊の課題である。

### II 基本構想策定の視点

特別支援学校制度の創設や幼稚園、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の制度化に適切かつ迅速に対応し、障害のある幼児児童生徒一人一人の持てる力を可能な限り高めるよう、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育の実現を目指す。

### III 広島県の特別支援教育の今後の在り方

#### 1 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における特別支援教育の推進

事 項	内 容
ア 校内支援体制の整備	校長のリーダーシップの発揮、特別支援教育に関する校内委員会の機能の発揮、特別支援教育コーディネーターの機能の発揮、個別の指導計画の作成・個別の教育支援計画の策定による指導の充実、教育委員会による特別支援教育の推進
イ 一貫した支援体制の整備	教育委員会による支援、校種間の円滑な接続
ウ 特別支援学校における教育の充実	障害種別に応じた専門性の向上、職業的自立を促進する教育の充実、センター的機能の充実
エ 教員の専門性の向上	免許法認定講習・教員長期研修派遣の計画的・継続的な実施、研修の充実、中核的な人材の育成
オ 特別支援教育に関する普及啓発	教員の意識改革、保護者・県民への普及啓発

#### 2 特別支援学校の再編整備

事 項	内 容
ア 複数の障害種別に対応した特別支援学校への再編	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 重複障害のある幼児児童生徒に対する教育の充実などを図るため、既存の特別支援学校を複数の障害種別に対応した学校に再編することを検討。</li><li>○ 教員の配置、施設・設備の整備、教育課程の編成・実施等において、各障害種別の教育の専門性の確保を検討。</li></ul>
イ 高等特別支援学校の設置	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 高等部卒業者の就職状況を改善するため、高等部単独の特別支援学校である高等特別支援学校の設置を検討。</li><li>○ 生徒の就業体験先となる企業等の立地状況や生徒の通学の利便性などを考慮して、設置場所の選定を行うとともに、寄宿舎の設置も検討。</li><li>○ 職業教育充実の観点から職業学科を設置するとともに、入学定員の設定、入学者選抜の実施を検討。</li><li>○ 早期の設置を図るため、既存の校舎の活用等も検討。</li></ul>
ウ 学校の統合等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 在籍者数の減少した学校については、同一の障害種別に対応した教育を実施する他の学校（学部）との統合を検討。</li><li>○ 在籍者数の減少した職業学科については、廃止を含め見直しを検討。</li><li>○ 障害児施設に併設した学校への施設入所者以外の者の就学を検討。</li></ul>
エ その他再編整備に関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 学校規模に応じた設置形態への見直しを検討。</li><li>○ 特別支援学校のセンター的機能の充実を検討。</li></ul>